

北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（豊中市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
向丘 1 E	向丘 1 丁目地内	約 0.04 ha	追加	8
東泉丘 1 G	東泉丘 1 丁目地内	約 0.04 ha	追加	13
走井 3 F	走井 3 丁目地内	約 0.05 ha	追加	11
浜 1 D	浜 1 丁目地内	約 0.04 ha	追加	20
浜 1 E	浜 1 丁目地内	約 0.05 ha	追加	20
浜 2 K	浜 2 丁目地内	約 0.11 ha	追加	20
小曾根 3 F	小曾根 3 丁目地内	約 0.05 ha	追加	20
西泉丘 2 D	西泉丘 2 丁目地内	約 0.16 ha	区域変更	13、16
小曾根 5 A	小曾根 5 丁目地内	約 0.13 ha	区域変更	20
東豊中町 6 C	東豊中町 6 丁目地内	約 - ha	廃止	13
東豊中町 6 D	東豊中町 6 丁目地内	約 - ha	廃止	13
豊南町東 1 A	豊南町東 1 丁目地内	約 - ha	廃止	22
小 計		約 0.67 ha		
永楽荘 3 A他 186地区		約 36.68 ha	変更なし	
合 計	196地区	約 37.35 ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

防災や環境保全等の多様な機能を有する農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地地区の追加をするとともに、生産緑地法第10条第2項の規定に基づく買取り申出手続きにより行為の制限が解除された生産緑地地区の変更及び廃止をするものである。